

一般社団法人群馬県知的障害児者生活サポート協会運営規程

平成26年 4月 1日 施行

平成28年 5月31日 施行

平成30年 4月1日 施行

令和2年 4月1日 施行

令和7年 4月1日 施行

(目的)

第1条 本運営規程は、一般社団法人群馬県知的障害児者生活サポート協会（以下「当法人」という）が、当法人定款（以下「定款」という）第4条に定める事業を執行するうえで事務の適正且つ能率的な遂行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会及び年会費)

第2条 当法人に入会しようとする者は、所定の加入依頼書を3月中の別に定める期日までに事務局に提出することで、翌年度の4月1日から会員となる。年会費の納入は原則として口座引落としによるものとし、継続の場合は翌年度以降も同様の扱いとする。

2 年度途中の入会は、毎月1日からとなり、期日までに所定の加入依頼書を事務局に提出し、年会費の納入を完了した場合に会員となる。

3 定款第8条に基づく年会費は、生活サポート総合補償制度のプランに応じ5種（プランA・プランB・プランC・プランD・プランE）とし、各加入月の金額及び内訳は以下のとおりとする。

加入月	プランA（単位：円）			プランB（単位：円）		
	年会費	制度運営費	保険料	年会費	制度運営費	保険料
4月	24,270	2,500	21,770	30,170	2,500	27,670
5月	21,770	2,340	19,430	27,040	2,340	24,700
6月	19,880	2,190	17,690	24,660	2,190	22,470
7月	17,940	2,030	15,910	22,250	2,030	20,220
8月	16,010	1,880	14,130	19,830	1,880	17,950
9月	14,100	1,720	12,380	17,430	1,720	15,710
10月	12,180	1,560	10,620	15,050	1,560	13,490
11月	10,250	1,410	8,840	12,640	1,410	11,230
12月	8,320	1,250	7,070	10,240	1,250	8,990
1月	6,410	1,100	5,310	7,850	1,100	6,750
2月	4,480	940	3,540	5,430	940	4,490

加入月	プランC（単位：円）			プランD（単位：円）		
	年会費	制度運営費	保険料	年会費	制度運営費	保険料
4月	26,960	2,500	24,460	19,610	2,500	17,110
5月	24,350	2,340	22,010	17,730	2,340	15,390
6月	22,220	2,190	20,030	16,210	2,190	14,020
7月	20,050	2,030	18,020	14,630	2,030	12,600
8月	17,890	1,880	16,010	13,070	1,880	11,190
9月	15,730	1,720	14,010	11,530	1,720	9,810
10月	13,580	1,560	12,020	9,980	1,560	8,420
11月	11,420	1,410	10,010	8,400	1,410	6,990
12月	9,260	1,250	8,010	6,850	1,250	5,600
1月	7,110	1,100	6,010	5,300	1,100	4,200
2月	4,940	940	4,000	3,750	940	2,810

加入月	プランE（単位：円）		
	年会費	制度運営費	保険料
4月	13,230	2,500	10,730
5月	12,170	2,340	9,830
6月	11,140	2,190	8,950
7月	10,080	2,030	8,050
8月	9,030	1,880	7,150
9月	7,990	1,720	6,270
10月	6,930	1,560	5,370
11月	5,880	1,410	4,470
12月	4,830	1,250	3,580
1月	3,790	1,100	2,690
2月	2,720	940	1,780

（会員資格の喪失）

第3条 会員は、定款第10条、第11条第1項第2項により会員資格を喪失した場合、事務局に連絡し、所定の様式を提出する。なお、年会費のうちの保険料については、重要事項説明書にある返還保険料計算方法により返還する。

（支部）

第4条 社会福祉事業を行う施設・事業所及び保護者会等を支部とし、代表者（施設長・保護者会長等）を支部長とする。

2 支部は、次の役割を行う。

- ① 法人の発行する資料等の配布
- ② 入会・退会に関する連絡

(社員)

第5条 当法人の社員は、定款第12条第2項により申し込みを行う。

(委員会の設置・運営)

第6条 当法人に委員会を置くことができる。

- 2 理事長は、事業の推進に必要と認めるときは、理事会の承認を受け、委員会を設置することができる。
- 3 委員会は、理事長が理事の中から委員長を指名し、委員は理事長又は理事の推薦を受けた者とする。
- 4 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。
- 5 委員会は、理事長又は委員会から付託された事項について協議し、その結果を理事長及び理事会に報告する。

(事務局)

第7条 本会の事務を円滑に処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長の他に職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(理事会の議長)

第8条 理事会の議長は理事長がこれに当たるが、事故等による支障があるときは、理事長が予め理事会の承認を得て定めた順位に従い行う。

(保険加入手続き事務等)

- 第9条 当法人は、一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会との間で「保険加入手続き事務委託契約書」を、A I G損害保険株式会社代理店である株式会社ジェイアイシーとの間で、「保険取扱い窓口確認書」を交わし、これについての事務処理を行うものとする。
- 2 保険料は、見直しにより変更される場合がある。

(委任)

第10条 この規程について必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改定及び変更)

第11条 この規程の改定及び変更は、理事会において決議する。

附 則

この規程は、平成26年3月19日に開催された支部代表者会議後、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成２８年５月３１日から施行する。ただし 第２条の規定は平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。